名古屋市告示第506号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間につい て

名古屋市東谷山フルーツパーク条例(昭和55年名古屋市条例第33号)第3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 7年10月 9日

名古屋市長 広 沢 一 郎

利用料金を納付しなければならない期間 令和 7年11月 1日(土)及び同月 2日(日)

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課